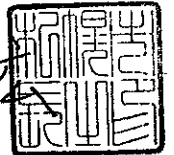


札幌市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則を次のように制定する。

令和7年4月 〃/ 日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第37号

札幌市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則

札幌市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第5
0号）の施行期日は、令和7年7月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。